

宇城市新型インフルエンザ等対策行動計画

— 新たな感染症危機への備え —

策定 平成26年（2014年） 3月
改定 令和8年（2026年） 5月

宇 城 市



目次

はじめに	- 1 -
1 計画の目的・改定経緯	- 1 -
2 計画の位置付け・期間	- 3 -
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義及び概要	- 4 -
4 計画改定の背景	- 7 -
(1) 感染症危機を取り巻く状況	- 7 -
(2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験	- 7 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	- 9 -
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 9 -
(1) 対策の目的及び基本的な戦略	- 9 -
(2) 対策の基本的な考え方	- 10 -
(3) 対策の時期区分	- 10 -
(4) 対策実施上の留意事項	- 12 -
(5) 対策推進のための役割分担	- 14 -
2 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点	- 18 -
(1) 主な対策項目	- 18 -
(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	- 20 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み	- 22 -
1 実施体制	- 22 -
1-1 準備期（平時）	- 22 -
1-2 初動期	- 23 -
1-3 対応期	- 24 -
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 26 -
2-1 準備期（平時）	- 26 -
2-2 初動期	- 27 -
2-3 対応期	- 28 -
3 まん延防止	- 29 -
3-1 準備期（平時）	- 29 -
3-2 初動期	- 30 -
3-3 対応期	- 31 -
4 ワクチン	- 33 -
4-1 準備期（平時）	- 33 -
4-2 初動期	- 36 -

4-3	対応期	- 38 -
5	保健	- 40 -
5-1	対応期	- 40 -
6	物資	- 41 -
6-1	準備期（平時）	- 41 -
6-2	初動期	- 42 -
6-3	対応期	- 43 -
7	市民生活及び市民経済の安定の確保	- 44 -
7-1	準備期（平時）	- 44 -
7-2	初動期	- 45 -
7-3	対応期	- 46 -
	用語集	- 49 -

はじめに

1 計画の目的・改定経緯

「宇城市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、平成25年（2013年）に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）により市町村による行動計画の策定が法定化¹され、新型インフルエンザ等²への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すものとして、平成26年（2014年）に策定されました。

このような中、令和2年（2020年）1月に国内初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）³が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、本市においても市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けました。この未曾有の感染危機下で次々と変化する事象に対し、市民はもとより、医療関係者、事業者、行政など、全市を挙げた取組みが進められました。

今般の市行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新たな感染症危機への備えを充実させ、対応力の強化を図るものです。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えを着実に進めるとともに、有事には、関係機関と連携しながら迅速かつ着実に必要な対策を講じることにより、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とします。

¹ 特措法第8条

² ①新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症）、②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）をいう。以下同じ。

³ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年（2020年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

図表 1 国、熊本県及び本市における新型インフルエンザ等対策の経緯

年	月	国	熊本県	本市
平成17年 (2005年)	12月	新型インフルエンザ対策 行動計画 策定	熊本県新型インフルエンザ対策 行動計画 策定	
平成21年 (2009年)	2月	改定		
	4月	＜新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生＞		
平成23年 (2011年)	9月	改定		
	11月		改定	
平成25年 (2013年)	4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行		
	6月	新型インフルエンザ等 対策政府行動計画 策定		
	12月		熊本県新型インフルエンザ等 対策行動計画に名称変更・改定	
平成26年 (2014年)	3月			宇城市新型インフルエンザ等 対策行動計画 策定
令和2年 (2020年)	1月	＜新型コロナが国内で初確認＞		
	2月	・新型コロナを感染症法上の「指定感染症」に指定		
	3月	・新型コロナを特措法の適用対象とする暫定措置		
令和3年 (2021年)	2月	・新型コロナを感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」 (2類相当)に位置付け		
令和5年 (2023年)	5月	・新型コロナの感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行		
令和6年 (2024年)	7月	新型インフルエンザ等 対策政府行動計画 全面改定		
令和7年 (2025年)	3月		熊本県新型インフルエンザ等 対策行動計画 全面改定	
令和8年 (2026年)	5月			宇城市新型インフルエンザ等 対策行動計画 全面改定

※計画の対象となる感染症の変更に伴い、平成25年（2013年）から名称が「新型インフルエンザ等」に変更

※国では、上記のほか平成18年（2006年）、同19年（2007年）、同29年（2017年）にも計画を改定

2 計画の位置付け・期間

市行動計画は、特措法第8条に規定される市町村行動計画として、令和6年（2024年）7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び令和7年（2025年）3月に改定された熊本県インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき改定するものです。

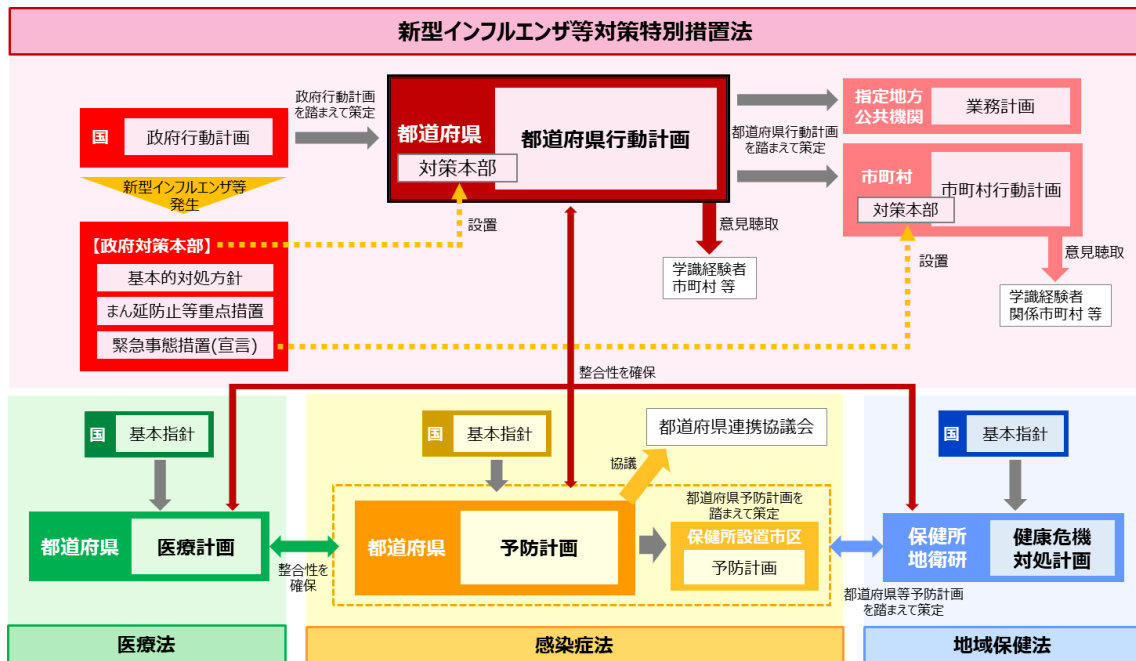
今般の改定に当たっては、政府行動計画、県行動計画及びその他関係法令等との整合を図ります（図表2参照）。

なお、市行動計画に掲げる取組みについては、定期的にフォローアップを行うとともに、関係法令やこれらの計画の見直し状況等も踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために見直しを行います。

また、県行動計画との整合を図る観点から、県行動計画と同様に概ね6年ごとに市行動計画を改定します。

ただし、新型インフルエンザ等が発生し、実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに見直しを行います。

図表 2 市行動計画と他法令・計画との関係（イメージ）



3 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義及び概要

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

このため、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミック（世界的な大流行）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現した場合は、パンデミックとなるおそれがあります。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性⁴の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症又は新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者、国民等の責務、有事におけるまん延防止等重点措置⁵、緊急事態措置⁶等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、次の3つが定められています（図表3・4参照）。

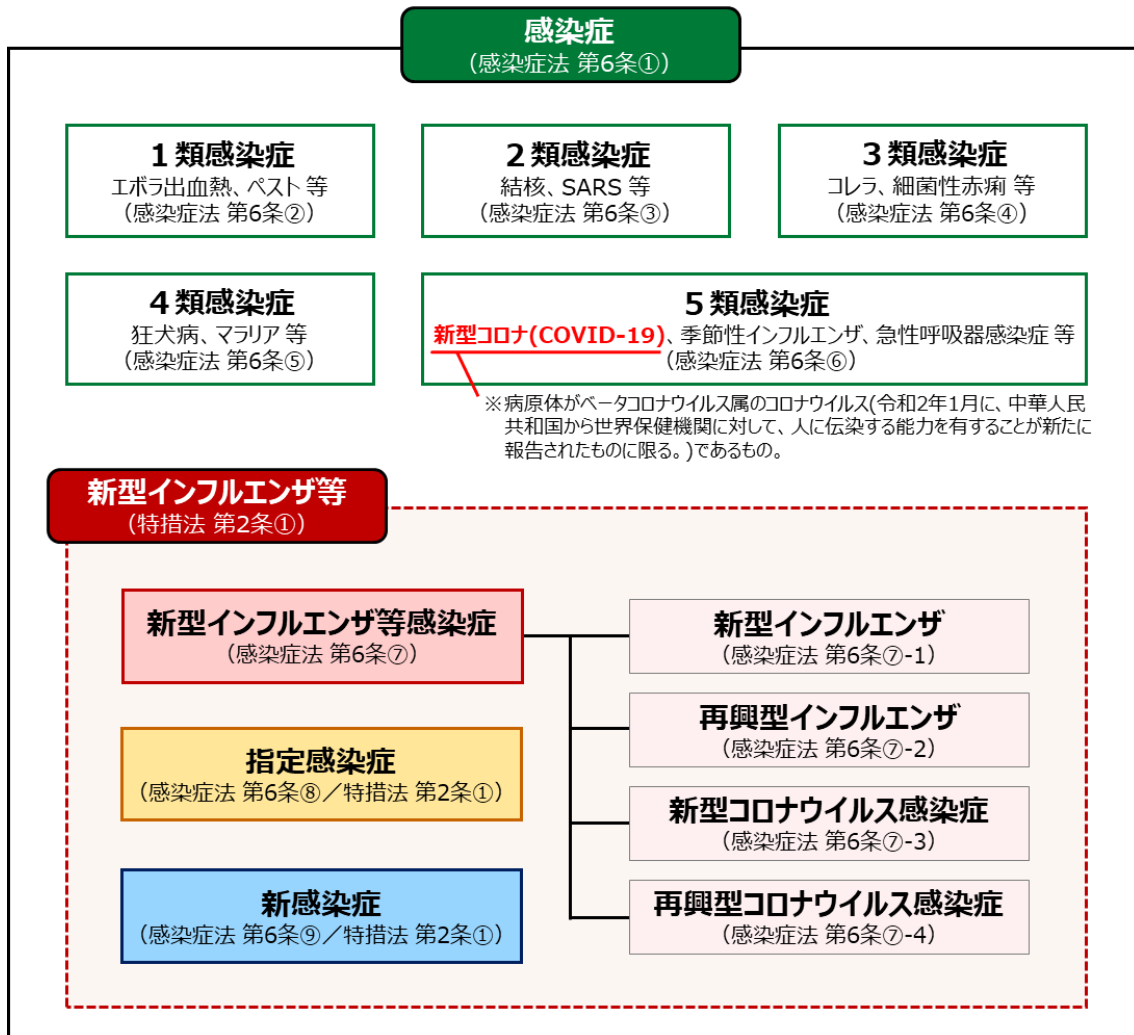
- ① 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

4 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」を指す用語であるが、県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

5 特措法第2条第3号

6 特措法第2条第4号

図表 3 感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）



※感染症法施行規則の改正により、令和7年(2025年)4月7日から急性呼吸器感染症(ARI)が感染症法上の5類感染症に追加(既に5類感染症に位置付けられているものを除く)⁷

7 急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection: ARI)とは、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を指す病原体による症候群の総称。

図表 4 特措法の適用対象となる「新型インフルエンザ等」の分類・定義

<p>■新型インフルエンザ等感染症</p> <p>① 新型インフルエンザ 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</p> <p>② 再興型インフルエンザ かつて世界的規模で流行したインフルエンザのうち、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</p> <p>④ 再興型新型コロナウイルス感染症 かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症のうち、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</p>
<p>■指定感染症</p> <p>既に知られている感染性の疾病（1類感染症、2類感染症、3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法の関係規定（第3章から第7章まで）の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。 ※特措法の対象は、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。</p>
<p>■新感染症</p> <p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。 ※特措法の対象は、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。</p>

4 計画改定の背景

(1) 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により世界各国で往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降、新型コロナがパンデミックとなるなど、新興感染症⁸等は国際的な脅威となっています。

このため、引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは極めて困難であり、発生そのものを阻止することは不可能であるため、平時から感染症危機に備え、より万全に体制を整えておくことが重要となります。

パンデミックを引き起こす病原体には、人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の横断的な取組みが求められます。こうしたワンヘルス・アプローチ⁹の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。こうしたAMR対策の推進等、平時からの着実な取組みにより、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も求められます。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験

宇城管内では、令和2年（2020年）8月に新型コロナの感染者が初めて確認されて以降、ウイルスの変異と8回の感染拡大の波を繰り返し、感染症法上の5類感染症に位置付けられた令和5年（2023年）5月までに、延べ2万

⁸ かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症をいう。

⁹ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

3千人を超える感染者が確認されました。

この約3年間、本市では市民の生命と健康を守るため、特措法等に基づき、市民や事業者等に対して、感染症対策への協力を働きかけるとともに、変異株への対応、ワクチン接種の実施等、状況の変化に応じて本市の危機管理における最優先事項として、全庁的に新型コロナ対応を行いました。

あわせて、「コロナに負けない。100%プレミアム付商品券」事業をはじめとする様々な支援や商工・経済振興策を講じ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、取組みを進めました。

この約3年間の新型コロナ対応の経験を踏まえ、将来発生する可能性がある次なる新興感染症への対応につなげていきます。

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが罹患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります¹⁰。

— 新型インフルエンザ等対策の主たる目的 —

① 市民の生命及び健康の保護

- 感染拡大防止措置により、流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等のための期間を確保しつつ、医療提供体制への負担を軽減させる。

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

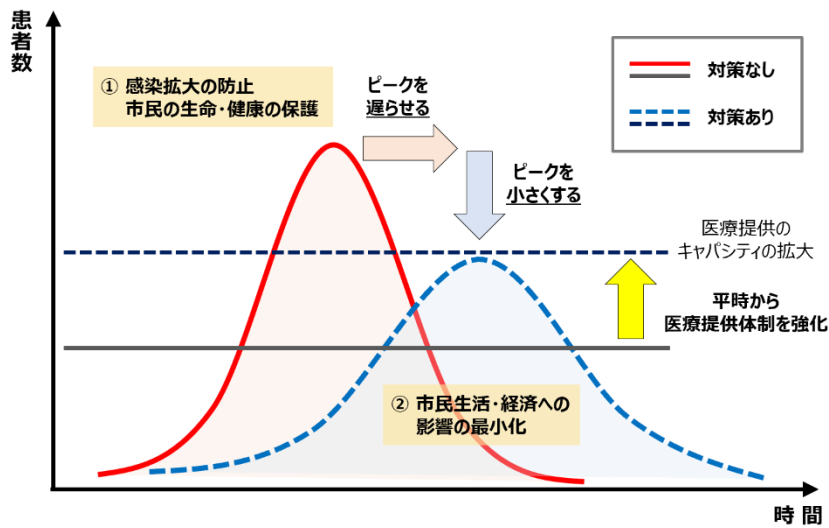
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟に対策を切り替えることにより市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる。
- BCP¹¹の策定・実行等を通じて、医療提供又は市民生活及び社会経済活動の安定確保に寄与する業務の維持に努める。

¹⁰ 特措法第1条

¹¹ 業務継続計画（不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画）をいう。以下同じ。

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

図表 5 新型インフルエンザ等対策のイメージ



(2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、その対策の選択肢を示すものです。

そこで、本市では、国及び県の対策方針に基づき、地域の実情も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対応を目指します。

(3) 対策の時期区分

① 対策の時期区分の想定

新型インフルエンザ等対策に当たっては、より中長期的な対応となることも想定して、次の3つの時期区分を想定します。(図表6参照)。

準備期(平時)

新型インフルエンザ等の発生前に予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間

初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症を感知して以降、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

公表¹²（以下「新型インフルエンザ等発生の公表」という。）を行い、特措法等に基づき国が政府対策本部を設置¹³した場合や熊本県が県対策本部を設置¹⁴した場合において、必要に応じて、宇城市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置することを検討するなど初動対応にあたる期間

対 応 期

国の基本的対処方針¹⁵等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置¹⁶

なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行の状況等によっては、例えば、初動期が非常に短期間になること等も考えられます。

このため、この時期区分はあくまでも想定であることに留意しつつ、実際の対応に際しては、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行うこととします。

¹² 感染症法第16条第2項

¹³ 特措法第15条

¹⁴ 特措法第22条

¹⁵ 特措法第18条

¹⁶ 特措法第34条

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

図表 6 時期区分の想定

時期区分	想定される期間及び内容
準備期 (平時)	・新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	・国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 (A) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表 (B) 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 (C) 市対策本部の設置の検討 (D) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行
対応期	・政府対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間 ・中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに次の4つのフェーズに区分 (A) 封じ込めを念頭に対応する時期 (B) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (D) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(4) 対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の関係法令、それぞれの行動計画または業務計画¹⁷に基づき、相互に連携・協力しつつ、対策を迅速かつ確かな実施に万全を期することとし、次の①から⑧に留意して実施します。

① 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であることから、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制の確立につなげるとともに、情報収集・分析・共有の基盤となるDXの推進等を行います。

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

¹⁷ 特措法第9条の規定に基づき、都道府県行動計画を踏まえ、指定（地方）公共機関が新型インフルエンザ等対策に関して作成することとされている業務計画をいう。以下同じ。

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

③ 基本的人権の尊重

対策に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。

その際には、市民等に対して十分な説明を行い、理解と協力を得るよう努めます。

また、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷など、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別は重大な人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、感染者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、医療従事者等の安全確保の観点からも、防止すべき課題です。

さらに、対策の実施に当たっては、影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意します。また、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等によって社会の分断が生じることのないよう、十分に留意しながら取組みを進めます。

④ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機管理のための制度として、緊急事態に備え、必要に応じてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。

ただし、新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、その病原性の程度や、ワクチン・治療薬などの対策の有効性によっては、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がない場合も想定されます。

このため、すべての事案において、これらの措置を一律に講じるものではないことに留意する必要があります。

⑤ 関係機関相互の連携協力の確保

対策に当たっては、県及び近隣市町村と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

⑥ 社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、平時から検討を行い、有事に備えた準備を進めます。

⑦ 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

めることや、県等と連携し、被災地域の状況を把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供・避難支援を速やかに行います。

⑧ 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

(5) 対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています¹⁸。

その上で、政府行動計画においては、国の役割として次の取組みが掲げられています。

- ・ WHO等の国際機関や諸外国と連携し、国際的な対策の推進に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンやその他の医薬品に関する調査・研究の推進、並びに国際協力の強化に努める。
- ・ 上記の取組みを通じ、有事におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期開発及び確保に向けた対策を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前には、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置づけられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検・改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び、それを補佐する関係省庁対策会議の枠組みにより、政府一体となった総合的な取組みを推進する。
- ・ 指定行政機関¹⁹は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りながら、新型インフルエンザ等が発生した場合の各所管分野における段階的な対応をあらかじめ定める。
- ・ 有事においては、新型インフルエンザ等対策推進会議²⁰等の意見を踏まえ、政府対策本部において基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 国民や事業者等の理解と協力を得ながら、感染症及び感染症対策に関

¹⁸ 特措法第3条

¹⁹ 特措法第2条第5号

²⁰ 特措法第18条第4項

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

する基本的な情報の提供・共有を行う。

② 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められます。

このため、平時から医療機関との間で、病床確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療提供、後方支援及び医療人材の派遣に関する医療措置協定²¹を締結し、医療提供体制の整備を進めます。

あわせて、医療機関や民間検査機関との検査措置協定²²、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定²³を平時に締結し、検査体制や宿泊療養対応の計画的な準備を行います。こうした取組みを通じ、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行します。

また、県は、保健所設置市（本県では熊本市。以下同じ。）や感染症指定医療機関²⁴等で構成される熊本県感染症対策連携協議会²⁵（以下「連携協議会」という。）において、予防計画に基づく取組み等の協議を行うとともに、毎年度、その取組状況を確認し、国に報告します。

これらの取組みにより、平時から関係機関が一体となって医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延防止対策を推進し、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。

③ 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、ワクチン接種や生活支援、有事における要配慮者への支援に関して、国の基本的対処方針に基づき、迅速かつ的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、市職員が平時から地域の状況を把握していることから、特に保健師等の専門職を中心に、県や近隣市町村と緊密に連携を図ります。

④ 医療機関の役割

²¹ 感染症法第36条の3第1項に規定する、都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

²² 感染症法第36条の6第1項に規定する、新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ的確に講じるため、病原体等の検査を行う機関と締結する協定。

²³ 感染症法第36条の6第1項に規定する、新型インフルエンザ等の軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の確保を迅速かつ的確に講じるため、民間宿泊事業者等と締結する協定。

²⁴ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、熊本県行動計画上では、「第1種感染症指定医療機関」及び「第2種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²⁵ 感染症法第10条の2

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、平時から地域における医療提供体制の確保に向けて、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染対策に係る研修・訓練の実施や、個人防護具等の感染症対策物資²⁶の確保に取り組むことが求められます。

また、新型インフルエンザ等の診療体制を含むBCPの策定や、連携協議会等を活用した地域関係機関との連携強化も重要です。

有事には、感染症医療と通常医療の両立を図るため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床の確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣等を行います。

⑤ 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有していません。²⁷

⑥ 登録事業者²⁸の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者は、有事においても最低限の国民生活を維持するため、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染症対策の実施や、重要業務を継続するための準備等を積極的に行うことが重要です。

有事においては、その業務を継続的に実施するよう努めます²⁹。

⑦ 一般の事業者の役割

事業者等は、有事に備え、職場における感染症対策を講じることが求められます。

また、一部の事業については、感染防止の観点から、感染拡大の状況に応じて縮小が必要となる場合も想定されます。

特に、多数の者が集まる事業を行う事業者等においては、感染拡大防止

²⁶ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

²⁷ 特措法第3条第5項

²⁸ 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者。

²⁹ 特措法第4条第3項

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

のための措置の徹底が求められる³⁰ため、平時から、マスクや消毒薬等の衛生用品をはじめとする物資の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

⑧ 個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、それに関する情報や、発生時に取るべき行動など、対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなど、個人レベルでの基本的な感染症対策を実践するよう努めます。

また、有事に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品のほか、食料品や生活必需品等を家庭において備蓄しておくことが推奨されます。

有事の際には、感染状況や予防接種など、国、県及び市が実施する対策に関する情報を把握し、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます³¹。

³⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

³¹ 特措法第4条第1項

2 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点

(1) 主な対策項目

市行動計画は、対策の主たる目的である「市民の生命及び健康の保護」及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を実現するための具体的な対策を定めるものです。

各種対策の切替えのタイミングを明確化し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。各項目の具体的な対策については、第2章「新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み」において詳述します。

なお、各項目の取組内容の文末において括弧書きで標記している課は、当該対策の推進に当たり連携して対応する課（関連課）とします。

【対策項目】

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康に加え、市民生活及び社会経済活動にも広範かつ深刻な影響を及ぼすことから、実効的な対策を講じていくことが必要です。

このため、国、県、医療機関等と連携し、平時から体制整備や人材育成等を進めることで、有事における迅速かつ的確な対応を可能とし、感染拡大の抑制と影響の最小化を目指します。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別の発生や、偽・誤情報が広まるおそれがあります。そのような中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行うためには、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供す

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

るとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うことが求められます。

このため、平時から市民等の感染症に対する理解を深め、感染症危機に対する意識を高めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備や取組みを進める必要があります。

③ まん延防止

感染拡大のスピードやピークを抑えることで、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要です。

特に、有効な治療薬が存在しない場合や予防接種が実施されるまでの期間においては、公衆衛生上の観点から、まん延防止対策は重要な施策となります。

その上で、大規模な感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づき、国が迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を判断し、本県及び本市が対象区域となった際には、市民への措置内容の周知及び各種要請等への協力を呼びかける必要があります。

一方で、これらの措置により市民の自由及び権利に制限を加える場合には、その制限は対策の実施に必要最小限のものでなければならず、また、社会経済活動に大きな影響を及ぼすことがあることから、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を見直すことが重要です。

④ ワクチン

ワクチン接種を通じて個人の感染や発症・重症化を防ぐことにより、受診患者、入院患者又は重症者の数を減少させ、医療提供体制のひっ迫を回避することは、市民の生命及び健康の保護に加え、社会経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、国は平時から、有事におけるワクチンの迅速な開発・供給に必要な施策に取り組み、県及び市は、医療機関、事業者、関係機関等と連携し、平時からワクチン接種に係る具体的な体制及び実施方法について準備を進めておく必要があります。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を講じ、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報提供・共

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

有やリスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解と協力を得ることが重要です。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要増加が見込まれます。感染症対策物資等が不足すると、医療提供や検査等が滞り、市民の生命及び健康に影響を及ぼすおそれがあることから、これを防止することが必要です。

このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保できるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要です。

市においても、国及び県の方針に基づき、平時から必要な感染対策物資等の備蓄を進め、定期的に備蓄状況等を確認します。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、市は、平時から事業者や市民等に対し、有事に備えた準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

対策の実効性を向上させるため、①人材育成、②国及び県との連携、③DXの推進は、複数の対策項目に共通して取り組むべき視点であり、それぞれの内容は、次のとおりです。

① 人材育成

感染症危機への対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視点で、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも見据え、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組みを行うことが重

第1章 新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本方針

要です。

② 国及び県との連携

新型インフルエンザ等への対応に当たっては、国、県及び市が適切な役割分担のもとで連携し、それぞれの責務を果たすことが求められます。

市は、市民に最も身近な行政主体として、ワクチン接種や生活支援等の実施主体として重要な役割を担うことから、保健所等も含め、県と市の役割分担をあらかじめ整理しておくことが重要です。また、人材育成等、単独では対応が困難な取組みも想定されることから、市町村間連携を図るとともに、県等による支援を受けながら、実効性のある体制を整備していく必要があります。

有事においては、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の収集・分析・提供を適切に行い、市民、事業者、関係機関等への迅速な周知する必要があるため、平時から県との間での連携体制や情報ネットワークの構築に努めます。

③ DXの推進

社会のあらゆる場面で進展しつつあるDXは、新型インフルエンザ等の発生状況の迅速な把握や、関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係機関との連携強化など、新型インフルエンザ等への対応能力の向上にも寄与するものとなるため、有事に備えたDXを推進することが不可欠です。

また、平時から実施する業務の中で、有事での活用を念頭に、ICTの活用等により業務効率化や負担軽減につながる取組みを着実に推進していくことが重要です。その上で、平時に業務効率化や負担軽減につながった業務の経験や知見をもとに、有事における感染症対応業務にも活用することで、迅速な情報収集・分析から、状況に応じた対策の実施につなげます。

あわせて、DX推進に必要な人材の育成やデータ管理の在り方や、収集された情報の利活用促進に向けた課題の整理を検討していきます。

第2章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み

1 実施体制

1-1 準備期（平時）

(1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。(健康づくり推進課、関係課)

(2) 行動計画等の見直し及び体制整備・強化

① 市は、行動計画を作成または変更³²します。

また、作成または変更にあたっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者や、その他の学識経験者の意見を聴取³³します。(健康づくり推進課)

② 市は、有事において、各種対策を実施するために必要な人員を確保し、通常業務の中で維持・延期・縮小・中止する業務等を明確化するため、BCPを策定し、必要に応じて見直します。(健康づくり推進課、関係課)

③ 市は、対策に携わる医療従事者や専門人材、職員の育成を行います。(健康づくり推進課)

(3) 国及び県等との連携強化

① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。(健康づくり推進課)

② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関連する医療機関や学会等の関係機関と情報交換を始めとした連携体制を構築します。(健康づくり推進課)

³² 特措法第8条

³³ 特措法第8条第7項及び第8項

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (実施体制)

1-2 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

- ① 市は、特措法等に基づき国が政府対策本部を設置した場合や熊本県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。(部長会議)
- ② 市は、必要に応じて、準備期の(2)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。(健康づくり推進課、関係課)

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国による財政支援措置³⁴の活用のほか地方債の発行³⁵も選択肢の一つとして、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を検討し、必要に応じて準備を進めます。(財政課、企画課、関係課)

³⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³⁵ 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (実施体制)

1-3 対応期

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認める場合は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁶を要請します。(総務課)
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認める場合は、県内の他市町村又は県に対して応援を求めます³⁷。(総務課、健康づくり推進課、関係課)
- ③ 市は、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じます。(総務課)

(2) 必要な財政上の措置

市は、国による財政支援措置を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債の発行も検討しながら財源を確保し、必要な対策を実施します。(財政課、企画課、関係課)

(3) 緊急事態措置に係る対応

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します。
また、市は、緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するために必要があると認める場合は、緊急事態措置に関する総合調整を行います³⁸。(部長会議)

- ① 市対策本部の組織体制は、宇城市新型インフルエンザ等対策本部条例及び同条例施行規則に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるものとして、次のとおり構成します。

³⁶ 特措法第26条の2第1項

³⁷ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

³⁸ 特措法第34条第1項、第36条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(実施体制)

図表 7 市対策本部の構成

区分	構成
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、企画振興部長、市民部長、福祉部長、保健衛生部長、経済部長、支所長、上下水道局長、教育部長、本市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員
その他	本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な市職員を配置

- ② 市対策本部の所掌事務を補佐するため、市対策本部に次のとおり幹事会を設置します。

図表 8 幹事会の構成

区分	構成
幹事長	保健衛生部次長
副幹事長	健康づくり推進課長
構成員	総務課長、人権啓発課長、財政課長、情報政策課長、企画課長、広報統計課長、防災消防課長、社会福祉課長、子ども未来課長、こどもセンター長、高齢介護課長、衛生環境課長、商工観光課長、上下水道課長、教育総務課長
その他	上記構成員のほか、必要があると認める場合は、市職員を加える

(4) 市対策本部の廃止

市は、緊急事態宣言が解除された場合は、遅滞なく、市対策本部を廃止します³⁹。

なお、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することも検討します。(部長会議)

³⁹ 特措法第21条、第25条及び第37条

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

2-1 準備期（平時）

(1) 迅速な情報提供・共有

- ① 市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、各種媒体を利用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行います⁴⁰。（広報統計課、防災消防課、健康づくり推進課、関係課）
- ② 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発⁴¹します。（人権啓発課、健康づくり推進課、関係課）

(2) 新型インフルエンザ等の発生時を想定した情報提供・共有体制の整備

市は、関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努めます。（関係課）

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。（健康づくり推進課）

⁴⁰ 特措法第13条第1項

⁴¹ 特措法第13条第2項

第2章 新型インフルエンザ等対策の

各項目の取組み

(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

2-2 初動期

(1) 迅速な情報提供・共有

- ① 市は、準備期(平時)に整備した方法等を踏まえ、各種媒体を活用し、迅速に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知します。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚が不自由な者等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行います。(広報統計課、防災消防課、社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課、健康づくり推進課、教育総務課、関係課)

- ② 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げます。(広報統計課、健康づくり推進課)

- ③ 市は、準備期(平時)に構築した連携体制により、関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を行います。(関係課)

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、一般的な問合せに対応するコールセンターを設置するなど、相談体制を整備します。(健康づくり推進課)

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、準備期(平時)の(1)②の偏見・差別を防止するための啓発を引き続き実施します。

また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。(人権啓発課、健康づくり推進課、関係課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

2-3 対応期

(1) 迅速な情報提供・共有

市は、引き続き、初動期の(1)①～③の情報提供・共有を行います。(広報統計課、防災消防課、社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課、健康づくり推進課、教育総務課、関係課)

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、コールセンターを拡充するなど、相談体制を強化します。(健康づくり推進課)

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施します。(人権啓発課、健康づくり推進課、関係課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (まん延防止)

3 まん延防止

3-1 準備期(平時)

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを
避ける等の基本的な感染症対策の実施を呼びかけます。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター⁴²に電話連絡すること
や、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の
咳エチケットを行うこと等の有事の対応についても、平時から理解促進に
努めます。(広報統計課、健康づくり推進課、関係課)

⁴² 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器
症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口(新型コロナ対応における「帰国者・接触者相談セ
ンター」に相当するもの)。

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (まん延防止)

3-2 初動期

(1) まん延防止対策の実施

市は、国及び県からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行います。
(健康づくり推進課、関係課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(まん延防止)

3-3 対応期

(1) まん延防止対策の実施

市は、準備期（平時）及び初動期におけるまん延防止対策を引き続き実施
します。（広報統計課、健康づくり推進課、関係課）

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (まん延防止)

参考：新型コロナ対応における基本的な感染対策⁴³

新型コロナ対応においては、基本的対処方針の中で基本的な感染対策を具体化していた。

新型コロナの特性を踏まえ、基本的には以下のような内容としていた。基本的な感染対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))という3つの条件をいう。以下同じ。)の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。

「マスクの着用」については、屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前のこどもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人がこどもの体調に十分注意した上で着用すること。

また、換気については、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新型コロナの特徴として、エアロゾル感染⁴⁴及び飛沫感染のいずれに対しても対策が必要であることから、①人の人との距離を確保しつつ、横方向の一定気流を防止すること、②必要な換気量(一人当たり30 m³/h以上、二酸化炭素濃度1,000ppm以下)を確保すること、③飛沫の放出が多い場合の直接飛沫防止境界(パーティション等)の設置等、対策のポイントが示された⁴⁵。

⁴³ まん延防止に関するガイドライン(令和6年8月30日 内閣感染症危機管理監決裁)より引用

⁴⁴ エアロゾルとは、空中に浮遊する粒子のことであり、エアロゾル感染とは、ウイルスを含むエアロゾルを吸引することで感染することをいう。

⁴⁵ 詳細は、「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参照。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(ワクチン)

4 ワクチン

4-1 準備期(平時)

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の図表9を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。(健康づくり推進課)

図表9 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (ワクチン)

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たって、ワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要となる可能性があるため、随時、事業者の把握を行います。(健康づくり推進課)

(3) 接種体制の検討

① 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。(健康づくり推進課)

② 特定接種

ア 市は、実施主体として、対策の実施に携わる市職員等に対し、原則として集団的接種により特定接種⁴⁶を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう平時から接種体制を検討します。(健康づくり推進課)

イ 特定接種の対象となり得る職員等については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。(健康づくり推進課)

③ 住民接種

ア 市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期の段階から初動期・対応期に求められる対応を想定しておく必要があります。

パンデミック時に円滑なワクチン接種を実施するため、以下の事項を含め、接種に必要な資材等を明確にした上で、医師会等と連携し、接種体制の構築を図ります。(健康づくり推進課)

- a 接種対象者数
- b 市の人員体制の確保
- c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- d 接種場所(医療機関、保健所、保健センター、学校等)の確保及び運営方法の策定
- e 接種に必要な資材等の確保
- f 国、県及び市、並びに医師会等の関係団体との連絡体制の構築
- g 接種に関する市民への周知方法の策定

⁴⁶ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (ワクチン)

イ 市は、国が整備するシステムを活用し、医療機関と委託契約を結ぶなど、居住地以外の自治体でも接種できる体制の整備を進めます。(健康づくり推進課)

(4) 情報提供・共有

① 市民への対応

市は、定期の予防接種やワクチンの基本的な情報について、理解を深める啓発を行うとともに、ホームページやSNSを通じて、情報提供・共有を行います。(健康づくり推進課)

② DXの推進

ア 市は、健康管理システム等の予防接種関係システムについて、国が整備するシステム基盤と連携し、予防接種事務のデジタル化が実現できるよう、システムの整備を行います。(健康づくり推進課)

イ 市は、国が整備するシステム基盤を活用し、スマートフォン等への電子通知が可能となるよう準備を進めます。(健康づくり推進課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (ワクチン)

4-2 初動期

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、引き続き、準備期(平時)の(1)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。(健康づくり推進課)

(2) 接種体制の準備

① 接種体制

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築を進めます。(健康づくり推進課)

② 特定接種

市は、医療関係団体の協力を得て、接種に係る医療従事者や接種会場の確保など、特定接種の準備を進めます。(健康づくり推進課)

③ 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じて、接種予定数を把握するとともに、接種勧奨方法や予約受付方法の検討、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。(健康づくり推進課)

イ 予防接種業務に伴う業務量は平常時を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理を担う部署も含め、全庁的な実施体制の確保を行います。(総務課、健康づくり推進課)

ウ 医療機関以外の臨時接種会場を設ける場合、会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員も確保します。併せて、ワクチン配送や予約管理、接種対象者確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、会場をシステムに登録し、必要設備の整備を行います。(健康づくり推進課)

エ 臨時接種会場での救急対応に備え、重篤な副反応に対応可能な救急処置用品(血圧計、輸液、アドレナリン製剤等)を準備します(準備期(平時)の図表9参照)。発症時には、医療機関や消防機関と連携し、搬送先医療機関を事前に選定して共有します。(健康づくり推進課)

オ 感染性廃棄物は、保管場所に囲いと掲示を設置し、廃棄物処理業者と

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (ワクチン)

収集頻度・量を相談します。廃棄物処理法等の基準も遵守します。(健康づくり推進課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (ワクチン)

4-3 対応期

(1) ワクチンの接種に必要な資材の供給

- ① 市は、国又は県からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行います。接種開始後は、ワクチン等の使用実績を踏まえ、各市に割り当てられたワクチンの量の範囲内で、特定の医療機関等に接種希望者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量の調整を行います。(健康づくり推進課)
- ② 市は、国又は県からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するため、県を中心に関係者への聴取や調査を行い、管内の在庫状況等を把握した上で、地域間の融通を行います。なお、供給の滞りや偏在等は、特定の製品を指定することが原因である場合もあるため、他の製品を活用することも含めて調整を行います。(健康づくり推進課)

(2) ワクチン接種の実施

① 接種体制

市は、初動期までに構築した接種体制に基づき、接種を実施します。(健康づくり推進課)

② 特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。(健康づくり推進課)

③ 住民接種の実施

市は、国からの要請を受け、準備期(平時)及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。(健康づくり推進課)

(3) ワクチン接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、各種媒体を用いて、接種に関する情報の提供及び共有を行います。(広報統計課、健康づくり推進課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (ワクチン)

(4) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センターや防災拠点センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。(健康づくり推進課)

(5) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間での接種歴の確認による接種誤りの防止や、接種を受けた者が当該接種の記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理します。(健康づくり推進課)

(6) 健康被害救済

市は、予防接種の実施により健康被害が生じたと国が認定した者について、速やかに救済を受けられるように、予防接種健康被害救済制度の周知を行います。

また、申請を行おうとする被接種者等からの相談への対応を適切に行います。(健康づくり推進課)

(7) 情報提供・共有

① 市は、自らが実施する予防接種に関する情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国や県が提供・共有する予防接種に関する情報について、市民への周知・共有を行います。(広報統計課、健康づくり推進課)

② パンデミック時には、定期の予防接種の接種率が低下することを防ぐため、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。(健康づくり推進課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(保健)

5 保健

5-1 対応期

(1) 健康観察及び生活支援

- ① 市は、必要に応じて県が実施する健康観察に協力します。(健康づくり推進課)

- ② 市は、県から患者やその濃厚接触者に関する情報の共有を受け、県が実施する生活支援について、必要に応じて協力します。(健康づくり推進課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (物資)

6 物資

6-1 準備期（平時）

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、市の所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します⁴⁷。

県においては、サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5品目について、国が示す備蓄水準に基づき備蓄を進めることとされています。市においても、県の取組みを踏まえ、当該5品目をはじめとする个人防护具等の感染症対策物資等について、一定量の備蓄を行います。

なお、これらの備蓄については、及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。（防災消防課、健康づくり推進課）

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めます。（宇城広域連合消防本部）

⁴⁷ 特措法第10条

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (物資)

6-2 初動期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

市及び消防機関は、準備期（平時）に引き続き、必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行います。（防災消防課、健康づくり推進課、宇城広域連合消防本部）

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (物資)

6-3 対応期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

市及び消防機関は、準備期（平時）及び初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行います。（防災消防課、健康づくり推進課、宇城広域連合消防本部）

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(市民生活及び市民経済の安定の確保)

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

7-1 準備期（平時）

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携を円滑に行うため、必要な情報共有体制を整備します。
(健康づくり推進課、関係課)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に関する行政手続や支援金等の給付・交付について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。

その際、高齢者やデジタル機器の操作に不慣れな方、外国人などを含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くよう留意します。(情報政策課、広報統計課、健康づくり推進課、関係課)

(3) 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画及び災害対策基本法第49条の規定に基づき、「6 物資」における準備期（平時）の(1)①の感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。(防災消防課、健康づくり推進課)

② 市は、事業者や市民に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう勧奨します。(健康づくり推進課、商工観光課、関係課)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者などの要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県や関係機関と連携し、要配慮者の把握とともに具体的な手続をあらかじめ定めておきます。(社会福祉課、高齢介護課、健康づくり推進課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の
各項目の取組み
(市民生活及び市民経済の安定の確保)

7-2 初動期

(1) 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行います。(衛生環境課、関係課)

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (市民生活及び市民経済の安定の確保)

7-3 対応期

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止に係る措置により生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育への影響への対応など、必要な施策を講じます。(社会福祉課、子ども未来課、子どもセンター、高齢介護課、健康づくり推進課、教育総務課)

② 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行います。(社会福祉課、高齢介護課、健康づくり推進課)

③ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁸や長期間の臨時休業の要請等がなされた場合、必要に応じて教育及び学びの継続に関する取組みや必要な支援を行います。(教育総務課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給に努めます。そのため、生活関連物資等の価格動向や供給状況について情報収集に努めるとともに、必要に応じて、関係機関や関係業界団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等について協力を要請します。(商工観光課)

イ 市は、生活関連物資等の需給や価格の動向、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じて、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。(商工観光課)

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又はそのおそれがある場合には、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。(商工観光課)

⁴⁸ 特措法第45条第2項

第2章 新型インフルエンザ等対策の 各項目の取組み (市民生活及び市民経済の安定の確保)

エ 市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資や役務、又は市民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又はそのおそれがある場合には、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令に基づく措置、又はその他適切な措置を講じます⁴⁹。
(商工観光課)

⑤ 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、県を通じて国からの要請を受けた場合において、公営火葬場に可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼します。(衛生環境課、宇城広域連合)

イ 市は、県を通じた国からの要請を受け、死亡者の増加により火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。(衛生環境課、関係課)

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

市は、国による財政支援措置を活用しながら、新型インフルエンザ等の拡大やまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、公平性にも留意しながら、影響を受けた事業者等を効果的に支援するための措置を講じるよう努めます⁵⁰。(企画課)

② 生活用水の安定供給

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活用水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。(上下水道課)

⁴⁹ 特措法第59条

⁵⁰ 特措法第63条の2第1項

【参考】 第2章「新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み」 時期区分ごとの取組内容整理表

【参考】 第2章「新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み」 時期区分ごとの取組内容整理表

時期区分	対策項目	取組内容	関連課
準備期(平時)	1 実施体制	・実践的な訓練の実施 ・行動計画等の見直し及び体制整備・強化 ・国及び県等との連携強化	健康づくり推進課、関係課
	2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・迅速な情報提供・共有 ・新型インフルエンザ等の発生時を想定した情報提供・共有体制の整備 ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進	人権啓発課、広報統計課、防災消防課、健康づくり推進課、関係課
	3 まん延防止	・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	広報統計課、健康づくり推進課、関係課
	4 ワクチン	・ワクチンの接種に必要な資材 ・ワクチンの供給体制 ・接種体制の検討 ・情報提供・共有	健康づくり推進課
	5 保健		
	6 物資	・感染症対策物資等の備蓄等	防災消防課、健康づくり推進課、宇城広域連合消防本部
	7 市民生活・市民経済の安定の確保	・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備	情報政策課、広報統計課、防災消防課、社会福祉課、高齢介護課、健康づくり推進課、商工観光課、関係課
初期期	1 実施体制	・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保	●部長会議 財政課、企画課、健康づくり推進課、関係課
	2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・迅速な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応	人権啓発課、広報統計課、防災消防課、社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課、健康づくり推進課、教育総務課、関係課
	3 まん延防止	・まん延防止対策の実施	健康づくり推進課、関係課
	4 ワクチン	・ワクチンの接種に必要な資材 ・接種体制の準備	総務課、健康づくり推進課
	5 保健		
	6 物資	・感染症対策物資等の備蓄等	防災消防課、健康づくり推進課、宇城広域連合消防本部
	7 市民生活・市民経済の安定の確保	・遺体の火葬・安置	衛生環境課、関係課
対応期	1 実施体制	・職員の派遣・応援への対応 ・必要な財政上の措置 ・緊急事態措置に係る対応 ・市対策本部の廃止	●部長会議 総務課、財政課、企画課、健康づくり推進課、関係課
	2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・迅速な情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応	人権啓発課、広報統計課、防災消防課、社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課、健康づくり推進課、教育総務課、関係課
	3 まん延防止	・まん延防止対策の実施	広報統計課、健康づくり推進課、関係課
	4 ワクチン	・ワクチンの接種に必要な資材の供給 ・ワクチン接種の実施 ・ワクチン接種に関する情報提供・共有 ・接種体制の拡充 ・接種記録の管理 ・健康被害救済 ・情報提供・共有	広報統計課、健康づくり推進課
	5 保健	・健康観察及び生活支援	健康づくり推進課
	6 物資	・感染症対策物資等の備蓄等	防災消防課、健康づくり推進課、宇城広域連合消防本部
	7 市民生活・市民経済の安定の確保	・市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・市民経済活動の安定の確保を対象とした対応	企画課、社会福祉課、子ども未来課、こどもセンター、高齢介護課、健康づくり推進課、衛生環境課、商工観光課、上下水道課、教育総務課、関係課、宇城広域連合

用語集

用語	内容
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	熊本県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第1種感染症指定医療機関」及び「第2種感染症指定医療機関」をいう。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に

	係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ的確に講じるため、病原体等の検査を行う機関と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年（2025年）4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年（2023年）5月8日に5類感染症に位置付けられた。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設確保措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等の軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の確保を迅速かつ的確に講じるため、民間宿泊事業者等と締結する協定。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、行政による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	情報収集・分析を通じて感染症のリスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをいう。

連携協議会	感染症対策連携協議会。感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
BCP (業務継続計画)	不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。